

天童市告示第 1 4 6 号

天童市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱を次のように定める。

令和 8 年 9 月 2 8 日

天童市長 新 関 茂

天童市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン（令和 7 年 1 2 月文部科学省策定）に掲げる地域クラブ活動に関する認定制度及び天童市部活動地域展開推進計画（令和 8 年 9 月天童市・天童市教育委員会策定）に基づき、中学校に在籍する生徒（以下「中学生」という。）にとって、望ましいスポーツ・文化芸術活動を行う環境の整備に寄与する団体（以下「地域クラブ」という。）の認定（以下「認定」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(認定要件)

第 2 条 認定を受けることができる地域クラブは、次の各号のいずれにも該当する地域クラブとする。

- (1) 活動ができる機会が保障されていること。
- (2) 適切な活動時間及び休養日を設定していること。
- (3) 会費等を適切に設定していること。
- (4) 適切な指導体制を整えていること。
- (5) 適切な安全管理体制が確保されていること。
- (6) 適切な運営体制が確保されていること。
- (7) 学校等との連携が適切に行われていること。

(認定の申請)

第 3 条 認定を受けようとする地域クラブの代表者（以下「申請者」）は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 天童市認定地域クラブ活動誓約書兼申請書（様式第 1 号）
- (2) 天童市認定地域クラブ活動認定要件確認書（様式第 2 号）
- (3) 地域クラブに所属する中学生及びその指導者の名簿
- (4) 地域クラブの規約、会則等
- (5) 活動計画書
- (6) 収支計画書

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(認定の決定及び通知)

第4条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、第2条の認定要件(以下「認定要件」という。)のいずれにも該当すると認めるときは、天童市認定地域クラブ活動認定通知書(様式第3号)により、認定要件のいずれかに該当しないと認めるときは、天童市認定地域クラブ活動不認定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(認定の有効期間)

第5条 天童市認定地域クラブ活動の認定の有効期間は、認定の効力の発生日から令和11年3月31日までとする。

(定期報告等)

第6条 認定を受けた地域クラブ(以下「認定地域クラブ」という。)は、市長に活動状況に係る報告を定期的に行わなければならない。

2 市長は、前項の報告を受けた場合は、必要に応じてヒアリング、現地確認、指導、助言等を行うものとする。

(変更の届出)

第7条 認定地域クラブは、第3条の規定により申請した内容について、認定に係る事項に変更が生じたときは、天童市認定地域クラブ活動変更届出書(様式第5号)により速やかに市長に届け出なければならない。ただし、当該変更が軽微な場合はこの限りでない。

(休止の届出)

第8条 認定地域クラブは、認定地域クラブとしての活動を休止する場合は、速やかに天童市認定地域クラブ活動休止届出書(様式第6号)により市長に届け出なければならない。

(廃止の申出)

第9条 認定地域クラブは、認定地域クラブとしての活動を廃止する場合は、速やかに天童市認定地域クラブ活動廃止申出書(様式第7号)により市長に申し出なければならない。

(認定の取消し)

第10条 市長は、認定地域クラブが次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができるものとする。

(1) 不正な手段等により認定を受けたとき。

(2) 認定の要件を満たさなくなったとき。

(3) 前条の規定による申出があったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が認定を取り消すことが適当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、天童市認定地域クラブ活動認定取消通知書(様式第8号)により、認定地域クラブに通知するものとする。

(委任)

第 1 1 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。